

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第53回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成29年11月20日（月）13時58分～15時06分
於．総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、菅 美千世、
多賀谷 一照、永峰 好美（以上5名）

第3 出席した関係職員等

巻口郵政行政部長、北林郵政行政部企画課長、野水郵便課長、
中山国際企画室長、森田信書便事業課長
事務局：東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

（1）諮問事項

ア 内国郵便約款の変更認可

【諮問第1157号】

イ EMS配達時間保証扱いに関する国際郵便約款の変更

【諮問第1158号】

ウ 万国郵便条約等の改正に伴う国際郵便約款等の変更

【諮問第1159号】

エ 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の
認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可

【諮問第1160～1162号】（非公開）

開 会

○樋口分科会長 皆さんこんにちは。ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項4件でございます。

まず、諮問第1157号「内国郵便約款の変化認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○野水郵便課長 それでは、資料53-1をお手におとりいただければと思います。2つに分かれておりまして、上にあるものが諮問書、申請書になっておりますが、2つ目の資料であります説明資料のほうでご説明を差し上げたいと思っております。

説明資料の1ページ目でございますけれども、ここは約款の認可、諮問の仕組みについて書かせていただいておりますが、定例のことでございますので、説明は省略させていただきます。

2ページ目で、日本郵便株式会社からの申請でございます。今、世の中的に、宅配で受取人の方が留守のため、持ち戻って再配達する場合が増えておりまして、受取人の方にとってみれば受け取れないということで不便であると。業者のほうから見ても、再配達が必要で効率上問題である、社員の方も仕事量が増えて困ってしまう、CO₂も増加するといったことで問題が指摘されておりますけれども、日本郵便株式会社が配達しております書留についても実は同じような問題がございまして、受取人の方がご不在ですと、再配達をしなければいけないという状況に今なっております。

こうした状況を踏まえまして、日本郵便株式会社は、平成29年、今年の3月31日から1年間の予定で、受取人の方が不在のため受け取れなかった書留郵便物を受取ロッカー「はこぼす」で受け取ることができるという試験サービスを行っております。

「はこぼす」というのはどういうものか、下に写真がございましてけれども、ゆうパックといった荷物の受け取り、もしくは発送ですとか、今申し上げた書留の

受け取りに利用できるロッカーということで、今年の11月1日現在で185カ所に設置しております。この写真を見ていただくと、ロッカーの箱が10個前後ついているかと思いますが、この一つ一つに荷物なり書留などを入れられるようになっていくというものでございます。

ちなみに、今は試験的に提供しているものでございますので、このような役務の提供条件は総務大臣の認可が不要ということになっているわけですが、日本郵便株式会社は、この試験が終了します3月の終わりから本格実施に移行したいと考えておまして、このために内国郵便約款を変更するというのが今回の申請の内容になっております。

2番目のサービス内容のところですが、概要としましては、今申しあげましたように、書留郵便物の不在配達のお知らせを受けました受取人が、その郵便物の受取場所として「はこぼす」を指定しまして受け取ることができるという内容になっております。

サービス対象は書留郵便物ですが、現金書留、あるいは内容証明のような特別な郵便物につきましては対象から除くということにしております。

3ページにお移りいただきまして、具体的な利用方法ですが、不在通知書が入っていたということで、お客様としましては、初めて「はこぼす」を使うという方は、「はこぼす」を利用するという登録を事前しておく必要があるわけですが、その上で、受け取りたい「はこぼす」、何々駅に置いてある「はこぼす」がいいということをインターネットで指定いたします。②ですが、日本郵便株式会社は指定された「はこぼす」に配達を行います。配達をして「はこぼす」を閉めますと、「はこぼす」の機械が自動的に、荷物が入ったということ、それから暗証番号はこれということをお客様のシステムの方に通知いたしまして、日本郵便株式会社のシステムからお客様に対して必要な暗証番号をEメールで通知します。お客様は「はこぼす」に行き、暗証番号を入力しまして書留を受け取るということになっております。

(4) ですが、この「はこぼす」利用にかかる料金は無料となっております。

今回の約款変更の概要、3番でございますけれども、現在の約款におきましては、書留を直接お客様にお渡しする場合などの取り扱いについては、署名をもら

いなさいとか、そういうことを規定しているわけですがけれども、今回のような「はこぼす」で受け取るような場合については規定がございません。このため、新たに規定をつくるということで、日本郵便株式会社があらかじめ通知した暗証番号の入力を受けると。その上でどの「はこぼす」を使ったのか、お客様が書留を取り出して扉を閉じた日時はいつかということ記録するということに約款上規定するということにしております。

約款変更の理由としましては、お客様の利便性の向上ということでございまして、実施予定期日は来年3月31日ということにしております。

4ページ目の審査結果でございます。法の規定に適合していることから、認可することが適当であると判断しております。

個別に申し上げますと、1号に関するところですが、上から申し上げまして、郵便約款で定めることとされている事項が定められているかということにつきましては、暗証番号の入力、配達証への記載等、取り扱いについて定められていることから適当であります。次に、2項目の郵便物の引受け等に関する事項が定められているかということでございますけれども、配達及び還付に関する事項が定められているということで、適当であるとしております。配達、還付以外の事項については変更がないということでございます。3番目、4番目、料金の收受、会社の責任に関する事項につきましては変更がないということでございます。

最後、不当な差別的取り扱いのところにつきましても、そのような差別的取り扱いをするものではないと考えております。

ということで、今回につきましては、認可することが適当であると判断したところでございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○多賀谷委員 これは不在配達通知書に書いてある番号か何かでもって、メールもしくは電話で申請するという形ですか。

○野水郵便課長 書留につきましては、インターネットで、お客様のほうで自分は「はこぼす」を使いたいということをあらかじめ登録すると申し上げましたが、そのときに、このページに今後アクセスしてくださいということでアドレスをもらいます。そのアドレスにアクセスをしまして、そこに書留ごとに付されている

個別番号を入力するということになっております。

○多賀谷委員 そうすると、不在であった場合でも、客のほうから「はこぼす」に送りたいという形のアップリンクはメールを出すわけですね。あるいはホームページを開くわけですね。

○野水郵便課長 メールではなくてホームページを開いて、そこに書留の個別番号を入力しまして、それから、この「はこぼす」に配達してほしいということを選択しまして、それも入力をするということになっております。

○多賀谷委員 その個別番号は、不在配達通知書に書いてあると。

○野水郵便課長 はい。そうです。

○多賀谷委員 それで一応、本人確認をとということですね。

○野水郵便課長 1つは、その番号を持っているということで、確かにうちに配達されたということがあります。それから、事前登録をするときに、この申し込みをしている人は確かに、例えば、■■■■区の野水という人間だということを確認するために、本人限定郵便をその人に向けて送りまして、その本人限定郵便に、「このコードを登録のときに入力してください」というコードを書いて送ってきます。そのコードを入力し登録して初めてそのウェブページが開けるようになるので、そういう意味で、確かにこの人だということを確認しているというものです。

○多賀谷委員 わかりました。要するに、家族が勝手にかわりにということはそこで防げるわけですね。

○野水郵便課長 はい。もちろん、私が妻に、この番号で入力してくれと言え、妻でもできるわけですが、そこは書留を直接受け取るときでも家族の方がかわりに受け取ることはできるということになっておりますので、並びとしては同じだと考えております。

○樋口分科会長 ほかにございませんか。

○菅委員 つまりはインターネットの利用のみですね。

○野水郵便課長 はい。書留につきましてはインターネットの利用のみということで、それは今申しあげましたように、本人確認をするために限られた人しかアクセスできないようにということをやっております。

○菅委員 そこで、私のところに今、迷惑メールが携帯にいっぱい入ってきてい

る中に再配達受付というのがあって、私は、携帯で再配達を依頼したことがないので、適当なメールだなということが理解できましたが、セキュリティー対策を万全にしていただかないと、きっと携帯でやりとりする人もいますので、万全にしていただければと思います。

○野水郵便課長 そうですね。そこは日本郵便株式会社に限らず、大企業をかたって迷惑メールみたいなものを出すということがよく見られますので、ICT社会の問題として対応しなければいけないと思っております。

○樋口分科会長 ほかにございませんか。

○菅委員 追加していいですか。

○樋口分科会長 はい、どうぞ。

○菅委員 基本的に郵便局のそばの「はこぼす」になりますか。

○野水郵便課長 これは郵便局の外に置いて、郵便局の窓口が閉まっているときでも行けるようにしているものもありますけれども、お客様の利便として、例えば駅のほうが便利だということもございませぬ。ですので、私の最寄り駅ですと、駅の改札の外にこれが置かれていて、出勤のときにちょっと寄ってということができるよう置き方をしているところもございませぬ。

○菅委員 わかりました。

○樋口分科会長 ほかにございませんか。

○清野分科会長代理 どの「はこぼす」でも大丈夫ということですが、都道府県を越えてという形でも大丈夫ということではございませぬか。

○野水郵便課長 これは、実はどの「はこぼす」でもいいということではなくて、配達側の事情もございませぬので、受取人のお客様に配達をする担当の局の受け持ちエリア内にある「はこぼす」ということになっております。ですので、私ですと、■■■■のあたりに住んでいますが、そこを担当している郵便局のエリア内にある「はこぼす」ということで、■■■■駅とか、そういうようなところにある「はこぼす」でありまして、例えば神奈川の「はこぼす」で受け取りたいとか、そういうことはできないことになっております。

○清野分科会長代理 わかりました。ありがとうございました。

○樋口分科会長 ほかにございませんか。

菅委員が言われたような話ですが、私も1回、ウイルスに感染したことがあり

ました。外国郵便が届いていますというメールがあって、これはと思って開いたところ感染してしまいました。そのためにしかるべきところで全部ソフトを入れかえたことがありますので、ぜひとも日本郵便（株）にはその辺が簡単なメールでも日本郵便が出したという確証あるものを何か工夫されないと、1行だと多分わからなくて、逆に見ないで無視する可能性もありますので、ぜひともその点を配慮するようお伝え願います。

○野水郵便課長 今回の話と直接関係あるかどうかということはあるのですけれども、日本郵便株式会社は若干それに着目したサービスを今、提供してしまっていて、My Post というものですが、ある意味、ネット上の私書箱サービスみたいなものです。これはどういうものかということ、今言われたように、わけのわからない人からメールが来るのが嫌だという人が、ここからならメールが来てもいいというのを事前に登録しておきまして、そこからのメールしか受け付けられないというものです。ただ、選ぶ対象が、あくまで受け手の人がこの人とこの人と選ぶというのではなくて、送り手のほうでそこに登録して、例えば電気会社とか、そういうところは登録して、この電気会社からはいいよというようにお客様のほうで選ぶというような形になっていますので、まだ選択肢が少ないみたいですが、発想としては今、先生がおっしゃられたようなこととっております。

○樋口分科会長 あと、これは前提条件になりますが、先ほど説明されたように、試験的には今まで日本郵便株式会社はやってきたと言われました。以前の例の国際EMSの保冷便のケースもそうですけれども、試験的にということと言われましたが、試験的に日本郵便株式会社がやる場合には、こちらに届けなくても彼らはできるということになりますか。

○野水郵便課長 約款につきましては、届けなくてもできるということになっております。

○樋口分科会長 そうしますと、日本郵便としては、これは試験的にやっていますということについては、期間は全く関係なく試験的にできますか。

○野水郵便課長 試験的にいう場合に、期間を限ってということになっておりますので、今回の場合ですと、1年という期間を限ってということによってやっております。

○多賀谷委員 現在、185カ所に設置しているようですが、認可された

ら増えることになるわけですか。

○野水郵便課長 具体的な数は、まだきちっと決まっていないうですけれども、本格サービスになりましたら、さらに拡大をする方針だと聞いております。

○樋口分科会長 よろしいですか。

ほかにご意見ございませんようでしたら、諮問1157号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

続きまして、諮問第1158号「EMS配達時間保証扱いに関する国際郵便約款の変更」について、総務省から説明をお願いいたします。

○中山国際企画室長 ありがとうございます。資料53-2をごらんください。最初の1ページ目に諮問書がございまして、日本郵便株式会社から別添のとおり申請がございまして、これについて諮問するものでございます。

3ページ目ですが、国際郵便約款の変更の認可、変更を必要とする理由として、EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止するためとございます。この実施時期が平成30年の1月1日とされております。

この概要につきましてですが、通しページの12ページ目をごらんください。日本郵便株式会社のほうでは、平成12年からEMS郵便物の配達時間保証扱いというサービスを提供してきております。このサービスがどういったものかといひますと、その下に米印でございすけれども、EMS郵便物を取り扱い地域ごとに設定された翌日の一定時間までに配達するというサービスとなっております。この取り扱い地域、国につきましては、下に表でございすけれども、シンガポール、香港、韓国、マレーシア、台湾、上海、北京となっております。平成12年から順次サービスを開始しております。日本国内でこのサービスを取り扱っている郵便局が東京都と大阪府にございまして、その下に書いてございすますが、それぞれの幾つかの郵便局がこのサービスを取り扱っている状況にございす。

今回、この配達時間保証扱いというサービスを廃止する理由ですが、今ごらんいただいた各国取り扱い地域・国の表につきまして、一番右側にサービス状況というものがございすけれども、取り扱っている国のうち3カ国が、先方の国・

地域の理由もありまして、現在、サービスが停止中となっております。香港につきましては、香港から日本宛てで送られてくるというサービスが停止されている状況となっております。

さらに、13ページ、委員限りとなっている資料をごらんいただければと思います。こちらにつきましては非公表の経営情報でありますので、委員限りとさせていただきますので、ご了承ください。また、こちらについて、ご質問等、またご議論いただく際の数字のほうには言及をしないでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

このページの上のほうに折れ線グラフがございますけれども、平成12年のサービス開始からの取り扱い物数の推移がこちらにあるようになっております。さらに、下に表がございますが、EMSの時間外扱いの収支が下のほうの表にあります。直近のというか、後半の部分の収支ですけれども、こういった数字になっておりまして、サービス開始当初からあまり変わらない数字ではないかと思込まれております。

こういった物数の推移とか収支の状況を勘案いたしまして、この配達時間保証扱いというもの、相手国のほうでも、もうあまり取り扱わないということを加味いたしますと、サービスとしてはもうその役目を果たしているのかなということと、日本郵便の経営という観点から考えまして、このたび、このサービスを廃止したいというものでございます。

次に、14ページをごらんください。約款の新旧対照表は4ページから7ページにございますけれども、これら全て、時間保証扱いに関する条文を削除するものとなっております。ですので、その審査の結果といたしましては、まず、理由の一番上をごらんいただきたいのですが、このサービス、万国郵便条約上の提供を確保すべき義務が課せられている業務ではないということから、これを廃止することには特段の問題はないということで、適当であると認めております。

その下、いずれもそうですけれども、単純に廃止に伴いまして条文を削除するものとしておりますので、配達日数等々につきましては特段問題はないので、これを適当と認めております。

さらに、これを廃止することといたしましても、不当な差別的取り扱いが行われるものではないので、こちらも適当といたしております。

ということで、全体としてこれが適合するものと認められますので、ご審議の上、認可をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

この件については、収支状況と相手国がサービスを停止したということについては、こちらが続けるということについての動機といたしますか、ビジネス上の問題がありますので、この約款を変更するとの提案です。これについてはいかがでしょうか。ご質問、ご意見ございますか。

○多賀谷委員 国内郵便の場合は、配達時間保証扱いは、やっていますか。

○野水郵便課長 配達時間保証というのは特になくて、速達という形でやっているかと思えます。

○多賀谷委員 配達証明というのが後から来ますよね。

○野水郵便課長 配達証明は配達したということ記録して、確かに届けましたということでございますので、何時までにとということとは違います。

○多賀谷委員 そうですね。

○樋口分科会長 よろしいですか。

ほかにご意見ございませんようでしたら、諮問1158号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

続きまして、諮問1159号「万国郵便条約等の改正に伴う国際郵便約款等の変更」について、総務省から説明をお願いいたします。

○中山国際企画室長 資料53-3をごらんください。1ページ目ですが、日本郵便株式会社から、郵便約款の変更の認可申請がございまして、その内容が3ページとなっております。

こちらのほうは、万国郵便条約が一部改正されるため、これにあわせて、平成30年1月1日から郵便約款を変更するというものでございます。万国郵便条約等の施行期日も、同じく平成30年1月1日からとされております。

その概要につきましてですが、17ページをごらんください。まず、1番目の申請理由ですけれども、国際郵便に関しましては、万国郵便連合、Universal

Postal Union、UPUと呼んでおりますが、こちらで定められている万国郵便条約に基づきまして、各加盟国での指定された事業者というものがおります。日本であると、日本郵便株式会社が指定されておりますが、この指定された事業者の間で郵便物を交換するというシステムによりまして、国際郵便が提供されております。この万国郵便条約ですけれども、4年に一度開催されるUPU大会議において改正が行われるということとされております。

ただいまご説明いたしました交換の仕組みですが、21ページをごらんいただければと思います。よくご存じの委員もいらっしゃるかと思いますが、おさらい的にご説明させていただきます。下の青い地図を見ていただければと思いますが、例えばA国、日本としますと、ここからB国、例えばアメリカに郵便物を差し出す場合につきましては、差出人が日本の郵便局に差し出して、これを日本郵便が引き受けます。その際、日本郵便の切手を張って、日本郵便に支払いをして差し出すということになります。日本郵便がアメリカに飛行機等でその郵便物を運びまして、アメリカの空港でUSPSのほうに引き渡すということになります。その際、料金につきましても後ほど精算するというので、日本郵便が引き受けた際に支払われた料金の一部をUSPSのほうに支払うということになっております。USPSがアメリカ国内で配達するということにはなりますが、さらに例えば、日本から直行便が出ていないような中米の国でありますと、一旦アメリカでUSPSが引き取ったものを、さらにそこでもう一回仕分けをいたしまして、アメリカから中米のどこかの国に送るということになります。その際、届いた国の中で、また事業者が配達するということになりまして、そこにも料金の精算が発生するという仕組みになっております。こういった形で、郵便物をそれぞれの事業者の間で交換していくということで、郵便が全世界に届くということが確保されている仕組みになっております。

再び17ページにお戻りください。万国郵便条約ですけれども、昨年、トルコのイスタンブールにおきましてUPU大会議が開催されておりました、ここで条約改正されたものが採択されておりました、さらにその下にある施行規則という詳細を決めているものがございまして、こちらについてもそれに伴って改正が行われております。これらまとめて来年、平成30年1月1日に発効するということとされております。この条約で各種サービスが規定されておりました、そのう

ちの一部変更がございました関係で、このたび国際郵便約款、それから、国際捕虜郵便物等の取り扱いに関する郵便約款というこの2本を変更することとしております。

申請概要のほうに変更の概要がございますけれども、まず1点目ですが、書状に関する変更になっております。これがどういった変更かと申しますと、UPUのほうで、郵便の利用者の変化するニーズに対応するため、特にですが、これがeコマースの物量が増えてまいりますので、こういった需要を取り込んでいく、こういった方々により使いやすいサービスを提供していくという観点から、2020年を目標にしまして、国際郵便の商品を再編成しましょうという作業をしているところでございます。2020年といいますと、昨年2016年の大会議の4年後の次の大会議ということになります。こちらのほうで作業している第1段階といたしまして、今回の条約では、郵便のサービスを書類と、それから物品を含むものの2種類に分けて、書類のほうは税関等の関係上、到達を早くする、それから、物品のほうについても、利用者の観点から利用しやすくするという形で商品进行分类することとしております。このため、現在、書状ということで送っているものにつきまして、これから国際条約に基づきまして、書類のみが含有できるものに限定するということから、これにあわせまして、約款のほうでも書状については書類のみということにするものでございます。

それから2点目、速達の廃止に関する変更でございますけれども、条約において速達というものが、現在それほど重要なサービスではなくなったという認識のもと、速達から今後重要になる追跡というサービスに切りかえましょうということになりました。速達につきましては、相手国で速達扱いにするというサービスですけれども、追跡につきましては、差し出しから到着まで、配達まで今現在どこにあるのか、それから、きちんと配達されたのかということ、バーコード等に基づきまして、きちんと管理できるようにするというサービスでございます。日本におきましては、追跡というサービスはもう既に提供しておりますので、今回は速達を廃止するというだけの改正になっております。

それから、3点目の個人情報の取り扱いに関する変更でございますけれども、現在、条約のほうで、特に以前アメリカで郵便爆弾といったものがありました。その関係からセキュリティーを強化しなければならないということが、1つの重

要な課題となっております。それからもう一点は、税関等々の通関が迅速に行われると郵便サービスがより向上するのではないかという2点から、郵便物の宛名とか内容品につきまして、先に電子データにしまして、相手国に送りましょうと。相手国のほうでは、税関等でそれを見て、セキュリティーは大丈夫かとか、通関は、早くできるとかいったことを迅速なサービスのために、それから、安全なサービスのためにやってみましょうということをしてUPUのほうで行っております。これにあわせて、日本も10月から事前電子データを送るということを始めておりますが、これまで郵便物の表面に書いてあった宛名とか内容品が、郵便物表面だけではなく、電子データとして先方の国に送られますので、個人情報の取り扱いというものがこれまでにプラスして、もう1ルートありますということを確認に書くものでございます。

それから4点目、危険物の取り扱いに関する変更でございますが、これは今まで危険物、送れないものは多々ありますけれども、そのうち航空機では送れないけれども、船便であれば送れるのではないかというものについて、郵便で送れるようにしましょうと若干拡大するものです。爆発物等は当然送れないんですけれども、例えばリチウム電池なんかですと、小容量のリチウム電池は航空機に載せても今現在大丈夫ですけれども、航空機では送れないような大容量のリチウム電池、もしくはそれが包有されているような物品といったものが船便で送れるようになるということが予想されております。

それから、次の18ページに行ってくださいまして、5番目ですけれども、リメーリングというものがございます。脱法行為になっているものでございます。先ほどご説明いたしましたとおり、郵便物というのは差出国で料金を払って、相手国に送ることになっております。これが差出国が、先ほどみたいに日本とアメリカであれば特に問題はないのですが、途上国から差し出される場合、国際的に郵便というものがきちんと配達されて、誰でも利用できるように、途上国から先進国に宛てて配達される郵便物は、途上国の低い料金でも配達されるような料金設定になっております。そうすると、本来であれば、例えば日本国内で送る郵便物が幾らか、数十円とか数百円とかかかりますが、これを途上国から日本に国際郵便として送ったほうが安い場合がございます。そのときに、日本から一括して一旦途上国のどちらかの国に郵便物を送りまして、それを国際郵便としてもう一

回日本に送り返してくると、そのほうが郵便料金が安くなってしまうという事態が生じます。

これは国際的な郵便を確保するためにしようがないというか、適当であるとしてUPUでは認めているところですが、それを脱法行為として使うのはよろしくないということで、そういった場合には、本来の日本国内で配達するのに必要な料金を払ってくださいということを請求しております。それが払えない場合は配達しませんということになっておりますが、これをこれまで差出人に請求して、それがだめであれば相手国の郵便事業体に請求するということになっていましたが、最初から相手国の郵便事業体に請求してしまおうということにしております。各国の事業体も国際郵便の交換というシステムを破壊する、こういったリメーリングというものは絶対に許してはいけないということで、それぞれの事業体がこういったものをきちんと起きないように見張っていくという観点から、こういった取り扱いにするものでございます。

最後に、6番目のその他でございしますが、条約は非常に長い間使っておりまして、いろいろ読みづらくなってきて、規定の順番とかもきちんとなっていないものもございしますので、今回それを全部整理して、きれいに出しましたということに伴いまして、約款のほうでも、例えば万国郵便条約の第何条に基づきなどと書いてある部分、条番号が変わっておりますので、そういったものを細々と直す必要がありますので、それも直しております。

すいません、長くて恐縮ですが、新旧対照表のほうをちょっとだけ見ていただきたいんですが、例えばまず5ページ目でございます。5ページ目右側の上のほう、第8条の2として個人情報取り扱いというものを新しく入れております。これが先ほど申し上げました電子的なデータとして送る個人情報の取り扱いを定めたものです。それから、その下の第10条のところの一番下の行の太字になって下線が引いてあるところに「及び船便扱いとするもの」とありますが、これが危険物とみなされるものでも船便であれば送れるものがあるということで、拡大しているものでございます。

それから続きまして、次の6ページの真ん中辺、右側をごらんいただきますと、第18条に書状という条見出しの条がございしますが、書類のみを包有するものに限りましてということで、書状につきましては、書類のみが内容とされるものとし

ております。

それから、飛んで9ページ目をごらんいただきますと、9ページ目真ん中の左のほうに第65条、速達として配達できなかった速達とするものの取り扱いといったものがありますが、こういった速達に関する規定については、右側をごらんいただきますと、削除となっております。このように削除しております。これにつきましては、次の10ページの左側真ん中辺に第78条もございますが、これが速達に関する主要な条文になりますけれども、これも削除といたしております。

といった改正を今回するものでございまして、その審査結果といたしまして、19ページをごらんいただければと思います。審査結果全体といたしましては一番上、理由のところにあります。万国郵便条約の内容を適切に反映したものでありますので、これら全体として適当であると認められるものでございます。それから、その下の引き受け等の事項ですけれども、これらにつきましても適切に定められているので、適当であると認められるものでございます。また、2つ下のその他会社の責任に関する事項につきましても、個人情報の取り扱いは今回、取り扱い方法が増えることに伴いまして、明記しておるものでございますので、これも適当であると認められます。また、これら全体として不当な差別的取り扱いをするものではございません。といったことから全体としてこれが適合するものと認められますので、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。万国郵便連合の条約変更ですから、それに合わせたほうが良いということにはなると思いますが。

○多賀谷委員 1つだけ、先週も聞いたかと思いますが、郵便会社の場合には、個人情報保護法は民間と同じ個人情報保護法の適用になりますか。それとも独立行政法人のほうですか。

○中山国際企画室長 日本郵便株式会社は民間のほうになります。通信のカテゴリーとして総務省がつくるガイドラインに基づいて、個人情報保護法関係が適用されることになっております。

○多賀谷委員 先ほどその話を聞いていて、郵便物というのは個人情報保護法という個人情報なのかなということを何となく考えていましたが、郵便物自体は個人データではないと思います。先ほどおっしゃったように、郵便物に関する情報

を電子的にデータ化するという、それは形態としてデータベースになりますか。

○中山国際企画室長 形態といたしましては、スイスのベルンにございますが、UPUのほうにデータベースがありまして、各国の事業者がそのデータベースに一旦送ります。宛先国の事業者がそのデータベースを読みに行くという形をとっています。

○多賀谷委員 外形的には個人情報保護法の24条にいう外国への個人データの送信に何か当たりそうな感じがするので、多分大丈夫だと思いますが、そこはご注意くださいと思います。

○中山国際企画室長 わかりました。

○樋口分科会長 いいですか。よろしいでしょうか。

では、諮問1159号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

ご承認を繰り延べしてきました諮問1157号「はこぼす」の件につきまして、ご承認をいただきたいと思いますが、永峰委員、もしご意見、ご質問がおありになれば、どうぞ。よろしいですか。

それでは、諮問1157号につきましては適当である旨答申することにいたします。それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 ありがとうございます。

最後に、諮問1160号から1162号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」に移ります。本議題は情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、非公開にて行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○樋口分科会長 それでは、よろしく願いします。

○森田信書便事業課長

今回は特定信書便事業、新規参入希望者5者からの申請と、許可取得済みの事業者3者からの変更申請に係る諮問でございます。以下、許認可の種類ごとに

3件の諮問事項についてご説明いたします。

まず、資料53-4をごらんください。諮問1160号、事業許可及び事業計画の変更認可でございます。表紙をとりまして、次が諮問書でございます。新規参入希望者5者からの許可申請と許可済みの2者からの事業計画変更に対して、いずれも基準に適合していると認められることから、許可及び認可いたしたく諮問するという内容になってございます。

申請概要ですけれども、別紙1の横長の資料をごらんください。1ページが、新規の事業許可申請者の概要でございます。合計5者、今回の申請者は、いずれも貨物運送業からの参入となっております。提供予定サービスは、1番目の申請者は3号の役務、1通800円超ですね。3番目、4番目が1号役務のみ、2番目と5番目が1号役務と3号役務を提供予定です。今回、2号役務の提供の参入はございません。

2ページですけれども、こちらが事業計画の変更認可の申請者でございます。2者から申請がありまして、いずれも現在営んでいる2号役務に加えて1号役務を追加するという変更内容でございます。

3ページ以降が、信書便法上の許可基準適合性についての説明ということで、事業計画の変更の認可基準も同じ基準ですので、審査項目ごとに許可と変更認可についてまとめて説明させていただきます。11ページに別紙2-1、これは新規事業許可の審査結果、1枚めくった13ページの別紙2-2が、事業計画変更の審査結果ですので、こちらの資料もあわせてご覧になりながら説明をお聞きいただければと思います。

3つあります法定の許可基準、その1つ目、事業計画が信書便物の秘密を保護するため適切か否かの観点からの説明でございます。3ページが引受け及び配達の方法でございます。許可申請した5者ともご覧のとおり計画に引受け方法、配達方法が明確に記載されております。また、後ほどご説明いたします諮問1162号とも関連しますけれども、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引受け、受取人に引渡すなどとしております。それから、5者のうち1者、3番目の申請者は業務の一部委託を予定しておりますけれども、信書便物の秘密保護のために受託者に信書便管理規程の遵守義務を課す規定であると別途確認しております。

4 ページは、変更認可申請をしている 2 者の引受け方法と配達方法、こちらも追加する 1 号役務の引受け方法が、ご覧のとおり明確に記載されております。配達方法は変わりございません。

以上を踏まえまして、今回、事業許可申請した 5 者の事業計画は、いずれも信書便物の秘密を保護するために適切なものと判断しております。また、1 号役務を追加する 2 者の事業計画についても、変更後も引き続き適切なものと判断しております。なお、4 ページの 2 者から申請があった 1 号役務の引受け方法の追加ですけれども、後ほど説明します別の諮問 1 1 6 1 号と 1 1 6 2 号でもこの話がまた登場しますので、2 者の申請内容、特に両者で異なるパターンの申請をしているというのをご記憶にとどめ置いていただければと思います。

話を戻りまして、次に、許可基準ないし認可基準 2 つ目、計画が事業遂行上、適切な計画かどうかという観点からの説明でございます。6 ページから 9 ページが信書便事業の収支見積もりの資料でございます。6 ページ、7 ページの収入の部ですけれども、右端の収入の欄に記載している額は、顧客に対するヒアリングなどで申請者が算出したものでございます。それから、単価の欄ですけど、3 号役務につきましては、全て 8 0 0 円を超えているということで法の規定に適合しております。1 号役務のサイズについても、別途、法の規定に適合しているか確認済みでございます。それで、8 ページと 9 ページが支出及び利益の部ですけれども、一番右端の欄、会社の当期純利益、それから、右から 2 つ目の事業の営業利益、いずれもプラスと見込んでございます。ということで、初年度、翌年度ともに、事業収支に特段の問題は見受けられず、妥当なものと判断しております。

以上から 7 者、新規 5 者・変更 2 者ともに、事業の遂行上、適切な計画を有しております。許可基準を満たしていると判断しております。

最後に、許可基準ないし認可基準の 3 つ目、事業を適確に遂行するに足る能力を有しているかの観点からの説明でございます。1 0 ページ、資金計画をごらんください。直近の決算年度におきまして、各者とも債務超過になく純資産の額はプラスでございます。ということで、事業開始に要する資金は各者とも全額自己資金による調達が可能である見込みで、財産的基礎は十分と見ております。それから、いずれの会社も今、貨物運送業ですので、貨物法制上の許可等も既に

取得済みでございます。

以上、各7者とも事業を適確に遂行するに足る能力、資力・資格を持っているものと判断しております。

以上、全てまとめまして、各者とも信書便法に掲げる許可基準、あるいは事業計画変更の認可基準に適合していると判断しておりまして、許可及び変更認可をしたいと考えております。

それから、次に参りまして、資料53-5でございます。諮問1161号「信書便約款の設定及び変更の認可について」でございます。表紙をとりまして、次、諮問書でございます。新規参入の申請者5者のうち3者は、一昨年^{（昭和）}の法改正によります標準信書便約款を使うということでございますので、残り2者からの設定の認可申請、それから、許可済み事業者3者からの変更の認可の申請でございます。

別紙1が信書便約款の認可申請の概要をまとめたものでございまして、1ページと2ページが新規設定の2者において共通して記載されている内容でございます。これにつきましては、審査結果概要が別紙2-1、6ページと7ページでございますけれども、これとあわせてご覧いただきたいと思っておりますが、いずれの者も役務の名称・内容、信書便物の引受け、配達、転送・還付の条件など、適切、明確に定められているものと判断しております。ということで、新規設定の2者とも法令上の認可基準に適合していると認められるものと判断しております。

それから、別紙1に戻りまして、3ページ以下ですけど、こちらが約款の変更認可申請のあった3者の変更箇所を整理したものでございます。別紙2-2の8ページと9ページの変更認可のほうの審査結果概要の資料もあわせてご覧いただきたいと思っております。別紙1の3ページの表の一番左の申請者、こちらは一昨年^{（昭和）}の法改正による特定信書便役務の範囲拡大を踏まえまして、3号役務の料金を1,000円超から800円超に引き下げる変更を行うというものでございます。そのほかに現在扱っている2号役務と3号役務の信書便物の大きさ・重量の制限、自社で設定した上限を引き上げると聞いておりますけど、これも行う予定ということでございます。

残りの申請者、右側の2者ですけど、こちらが事業計画の変更申請でも登場した事業者でございまして、事業計画に1号役務を新たに追加するというので、

約款中のそれに伴う所要の変更をするというものでございます。ちなみに事業計画の変更の際にも説明しましたとおり、この2者は1号役務の引受け方法に違いがありますので、3ページでいいますと、表の下のほうの網かけ部分をご覧いただいでわかりますとおり、引受けの場所だけ両方で約款内容は若干異なっております。

以上、変更認可を申請した3者とも引き続き認可基準に適合していると考えておりますので、約款変更も認可したいと考えております。

最後に、資料53-6「信書便管理規程の設定及び変更の認可について」ということで、新規参入希望者5者から申請のあった信書便管理規程の設定の認可、それから、許可済みの2者から申請のあった管理規程の変更についてご審議願いたいということでございます。

別紙1が、信書便管理規程の認可申請の概要をまとめたものでございまして、1ページと2ページが、新規設定の5者からの申請において共通して書かれているものでございます。これについては、審査結果概要は別紙2-1の4ページと5ページにつけてございます。いずれも事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するために必要な規定が適切に記載されているものと判断しております。ということで、認可することといたしたいと考えております。

次に、別紙1の3ページが変更認可申請のあった2者ですが、これは先ほど申した事業計画の変更認可を申請している会社と同じでございます。この審査結果については別紙2-2、6ページでございます。この2者は3ページの下の網かけでいきますと、個人情報保護ガイドラインの改正を踏まえて、管理規程中、引用していた内容の変更を行うというのと、右側の会社だけ引受け方法を変更しておりますけれども、これも先ほど申し上げたように、2者によって引受け方法が違うということで、右側は今まで業務マニュアルに書いてなかった引き受け方法を新たにするということですので、その引受け方法の内容と作業手順をそのマニュアルに追加するという改正を行うものでございます。

ということで、変更認可を申請した2者とも引き続き認可基準に適合していると判断してございまして、認可することといたしたいと考えております。

最後に、参考1が今回、事業許可申請が認められた場合の特定信書便事業等の参入状況ということで、501者になる予定でございます。参考2は、それも含

めた予定の全事業者のリストでございます。1者、大阪府の業者が、前回6月の審議会から廃止しておりますけど、それを差し引きして全部で501者になるということでございます。

以上でございます。ご審議のほうをお願いいたします。

○樋口分科会長 ほかにご意見ございませんようでしたら、諮問第1160号から1162号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

○野水郵便課長 会長、ちょっとよろしいでしょうか。

○樋口分科会長 はい。

○野水郵便課長 先ほど多賀谷委員からのご質問で、国内で時間保証があるのかという話がありました。修正をさせていただきたいのですけれども、失念して申しわけなかったのですが、東京23区、大阪市、名古屋市、福岡市、札幌市に限ったサービスですけれども、新特急郵便というのがございまして、1日のある時間までに差し出せば、夕方何時までに届きますというのがございましたので、すみません、訂正させていただきます。

○樋口分科会長 それも時間指定ですか。これは時間指定で、普通こちらが何時何分から何時までに配達していただきたいというのは、時間指定と異なると思いますがいかがでしょうか。

○野水郵便課長 それは配達時間帯指定ですけど、今申し上げたのは、とにかく早く着きますと。夕方5時なら5時までに着くようにしますというサービスでございます。

○多賀谷委員 着いたのが何時だということがわかるようなサービスはありますか。

○野水郵便課長 今、約款上はそこまで証明するかどうかは確認できませんので、すいません、別途ご報告させていただければと思います。

○多賀谷委員 今、ネットワーク上のサービスとして、郵便だけではなくてネットワーク一般ですけれども、着いたことを証明するというサービスが、要はnon-repudiationですけれども、メールを受けたけれども、知らないよ、開けてな

いよという抗弁にどう対抗するかということと微妙に絡むところがあって、郵便がそれをするという事は、郵便が生き残る1つのあり方かなということで質問しました。

○野水郵便課長 配達証明という取り扱い自体はありますので、配達証明という扱いをつければ、今おっしゃられたように、少なくとも相手に届いたということにはなるかと思えます。ただ、それをあけて見たかというところまでは保証できないということになりますけれども、ただ、新特急郵便につきまして、そこまでアプリアリにサービスとして入っているかどうかということについて今この場で確認ができませんので、その点だけ確認させていただければと思います。

○多賀谷委員 ネットワーク上では、タイムスタンプサービスというのがあって、タイムスタンプオーソリティーがある時間に送ったことが証明するというシステムになっている。まだ、あまり普及していないですけどね。

○樋口分科会長 そのほかに何かご質問とか、ここで審議することがございましたら、どうぞ。

○菅委員 前、説明いただいたかどうかわかりませんが、年賀状が1月8日以降は普通郵便、普通はがきになるということが、今回、売り出しに関して初めて私も知りました。今、一生懸命コマーシャルをやっていますので、そこら辺のところは、やはり混乱を防ぐためにもテロップとかで情報提供をしないと混乱するのではないのでしょうか。私の周りではそれを知っている人が誰もいなかったもので、冬休みや年末年始休暇も長くなると、海外から帰ってきて出すという人もいると思うので、そこら辺がマイナスのイメージ提供になるかもしれませんが、知らなかったでは混乱すると思えますので、そこら辺のことは何か対策していますでしょうか。

○野水郵便課長 その懸念は私どもも共有させていただいておまして、日本郵便株式会社のほうには、とにかく利用者が知らないで52円のまま差し出してしまったということがないように周知を徹底してくださいということで、実は数カ月前から要請をしているところです。今もチラシの中にそういうことを書いたり、日本郵便株式会社もいろいろ周知をしているようですけども、まだ不十分な点があるので、郵便局内で貼り出すとか、ポストに貼るとか、そうしたことも含めて、できる限りのことをやってくれるということで言うてはおりますけれども、

我々も引き続き注意していきたいと思っております。

○樋口分科会長 民間業者になっているものですから、なかなか難しいところですね。

○菅委員 そうですね。民間業者になっていても私たちがイメージするのは郵政省というのをイメージしますので、サービスの低下になるのでは？1月2日の配達もなくなりましたよね。

○野水郵便課長 今年からなくなりました。

○菅委員 短い期間で年賀郵便が終わってしまうということが、私たちのイメージにまだないので、そこら辺の情報提供もお願いしたいと思います。

○野水郵便課長 改めて日本郵便のほうにも伝えたいと思っております。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様のご協力ありがとうございました。事務局から何かお伝えすることがあれば、どうぞ。

○事務局（東） 事務局のほうからご報告させていただきます。次回の日程は、来年の2月の下旬を予定しております。時間帯等、詳細につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

○樋口分科会長 それでは、本日の会議を終了いたします。以上で閉会といたします。本日は、どうもありがとうございました。

閉 会